

議案第19号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

安中市長 岩井 均

記

1 放棄する権利の内容

市営住宅の住宅使用料請求権 418,333円

2 放棄する権利の相手方

略

3 権利を放棄する理由

上記対象者は、市営住宅使用料の滞納があるまま死亡したが、相続人は相続放棄または死亡により不存在であり、かつ換価すべき財産も見当たらない。また、主債務者の連帯保証人は承継当初より不存在であり、連帯保証債務の履行を求める者もないことから、債権を行使することができないため。